

2024年からはじまる 新しいNISA制度のご案内

当行で「一般NISA」または「つみたてNISA」をご開設いただいているお客さまに2024年からはじまる新しいNISA制度(以下:新NISA)をご案内します。

① 非課税保有期間が「無期限」の新NISAが自動開設されます。

- 新NISAの概要は、P.3の⑤以下をご覧ください。
- これに伴い、現行の一般NISA(年間非課税投資枠120万円)およびつみたてNISA(同40万円)は、2023年12月末で終了します。
- 2023年12月末時点で、当行に「一般NISA」または「つみたてNISA」をご開設いただいているお客さまは、新NISAが自動開設され「つみたて投資枠(年間非課税投資枠120万円)」および「成長投資枠(同240万円)」の両方をご利用いただけます。

※つみたて投資枠と成長投資枠を異なる金融機関で開設することはできませんので、ご注意ください。

② 現行の一般NISAでの保有ファンドは 新NISAへ移管(ロールオーバー)ができなくなります。

- 新NISAへの移行に伴い、お客さまの既保有分(2019年~2023年の一般NISA非課税投資枠での保有分)については、2024年以降の非課税投資枠へのロールオーバーができなくなります。
- 新NISAでは非課税保有期間が無期限となり、現行NISAの非課税保有期間終了時のロールオーバーはございません。

2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	...
つみたてNISA		購入した年から20年間は非課税						
一般NISA		購入した年から5年間は非課税						
		2024年以降、 現行の一般NISA・つみたてNISAでの新規買付や、 一般NISA・ジュニアNISAからのロールオーバーは不可						
新しいNISA						つみたて投資枠		
						成長投資枠		
2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	...

- 一般NISAでの既保有分は、非課税保有期間5年が経過する都度、課税口座に移管されます。
- つみたてNISAで保有されている投資信託は、購入から20年間は非課税保有期間が継続されます。(例:2018年購入分は2037年まで)その後は、課税口座に移管されます。



〈ナント〉で資産形成! 動画セレクション

資産形成にかかわる動画を厳選して掲載! コンテンツは随時追加する予定です。



NISAに関するお問い合わせは、お取引店または下記まで

〈ナント〉ダイレクトセンター  **0120-710-654**

受付時間:平日 9:00~17:00 土日 10:00~17:00
(祝日および12月31日~1月3日を除く)

③ 現行のつみたてNISAは、新NISAの「つみたて投資枠」で継続されます。

■ つみたてNISAは2023年末で終了となりますが、長期積立分散投資を目的とした非課税での投信積立契約は、新NISAの「つみたて投資枠」へ引き継がれ、2024年以降もつみたてNISAと同ファンドで積立が継続されます。

■ つみたて投資枠の年間非課税投資枠は120万円となり、現行の「つみたてNISA」の3倍に拡大されるため、月々10万円までの積立が可能となります。

なお、月々10万円で投信積立をされる場合、その年のつみたて投資枠をすべて使い切るため、分配金再投資は課税口座で行われることとなりますのでご注意ください。

④ 現行の一般NISAでの投信積立は、ファンド(毎月分配型など)により成長投資枠で継続できないものがあります。

■ 現在一般NISAでご購入いただいているファンドの中には、制度改革により、新NISAの成長投資枠でご購入できなくなるものがあります。

〈新NISAの成長投資枠でご購入いただけなくなる投資信託の例〉

- 毎月分配型の投資信託
- 高レバレッジ型の投資信託
- 信託期間が20年未満の投資信託

※ただし上記に限らず、今後新たに非課税でご購入できないファンドが公表されることがあります。

■ お客さまが現行の一般NISAで行っている投信積立で、ご購入のファンドが上記等の場合、2024年1月から特定口座(一般口座)での課税買付に変わる可能性があります。

(なお、お客さまが既に一般NISAでご購入済の投資信託は、買付から5年間は非課税で保有いただけます。)

※課税買付に変わる場合、2024年以降も非課税での投信積立をご希望される時は、非課税の対象となるファンドへの変更が必要です。
くわしくはお取引店にお問い合わせください。

当行取扱ファンドの「成長投資枠対象ファンド」につきましては、
当行ホームページよりご確認ください。

⑤ 新NISAの概要

■ NISAは、「制度の恒久化」、「非課税保有期間の無期限化」、「年間非課税投資枠・非課税保有限度額の拡大」などの制度改革が行われることとなりました。

■ 新NISAでは、買い付けた投資信託等を非課税かつ無期限で保有でき、従来のNISAよりもお取引できる金額が大きくなるため、生涯にわたり柔軟な資産形成が可能となります。

	2024年からの新NISA	
	つみたて投資枠	成長投資枠
口座開設期間	恒久	
非課税保有期間	無期限	
年間非課税投資枠	120万円	240万円
非課税保有限度額(総枠)	1,800万円 (内数として、成長投資枠は1,200万円まで)	
併用の可否	可	
買付方法	つみたて投資のみ	一括・つみたて投資どちらも可
投資対象商品	長期・積立・分散投資に適した一定の投資信託 (金融庁の基準を満たした投資信託に限定)	上場株式*1・投資信託等(制限あり)*2

※1 当行では、上場株式等の受入れは行っておりません

(金融庁開示資料等を基に作成)

※2 次のすべての条件を満たすものが投資対象

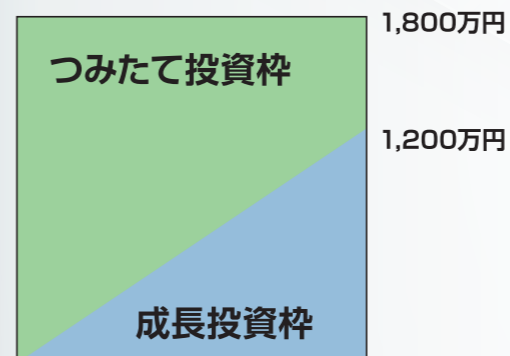
①信託期間が20年以上または無期限であること ②高レバレッジ型ではないこと ③毎月分配型でないこと

■ 新NISAをご利用の際は、以下の点にご注意してください。

1. 新NISAでは、1つの口座で2つの投資枠のご利用が可能です。

- 新NISAの口座は、年間120万円まで積立投資ができる「つみたて投資枠」と、年間240万円まで幅広い対象商品に投資できる「成長投資枠」の2つで構成されます。2つの枠は併用が可能となり、従来の制度より柔軟にご利用いただけます。
- 「成長投資枠」は従来の一般NISAの機能を引き継ぐものですが、取扱ファンドによっては新NISAの適用外となるものがございます。
なお、具体的な取扱ファンドについては、当行ホームページにてご確認またはお取引店にお問い合わせください。

2. 新NISAでは、NISA口座で保有する投資信託等の残高(非課税保有限度額)が買付額ベースで1,800万円まで買い付けが可能です。ただし、成長投資枠での買い付けはそのうち1,200万円までとなります。



〈非課税投資枠のご利用方法の具体例〉

- ① つみたて投資枠のみ利用
つみたて投資枠で1,800万円まで投資可能
- ② 成長投資枠のみ利用
成長投資枠で1,200万円まで投資可能
- ③ つみたて投資枠と成長投資枠の両方を利用
両方の枠の合計が1,800万円となるまで投資可能
(例えば、成長投資枠で800万円投資した場合、
つみたて投資枠では1,000万円まで投資可能)

● 非課税保有限度額は買付額で管理されるため、保有する投資信託等の値動きによる影響は受けません。

● NISA口座で保有する投資信託等を売却した場合、その買付額分のみ非課税保有限度額が減少します。減少した分は翌年以降、新たな投資のご利用が可能となります。